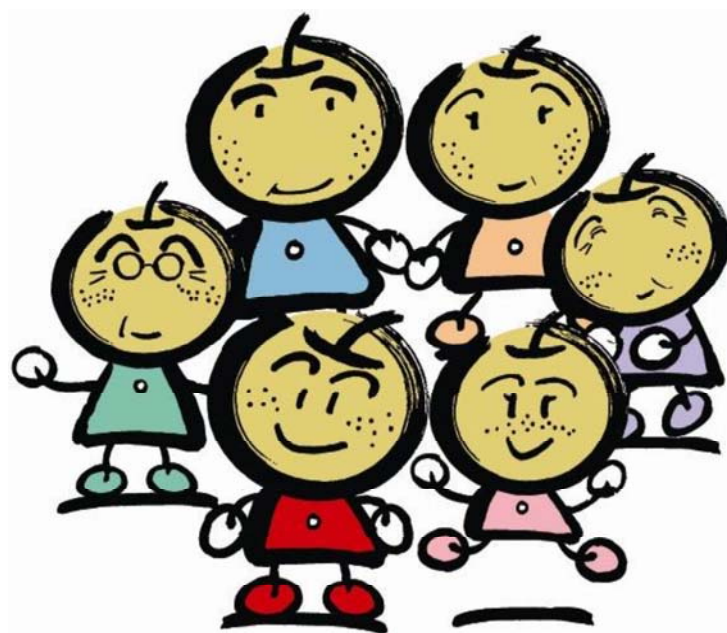


# 白井市防犯カメラ設置事業 補助金制度に関する手引き



令和 5 年 3 月  
白井市市民環境経済部  
市民活動支援課

# 目次

|                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-------|
| <b>I 防犯カメラ設置事業補助金制度について</b> .....               | 2     |
| 補助金制度の趣旨                                        |       |
| 補助対象団体                                          |       |
| 補助の要件                                           |       |
| 別表(補助となる防犯カメラの設置及び運用等に関する基準) .....              | 3     |
| 補助対象経費 .....                                    | 4     |
| ＜防犯カメラ複数台設置時の補助金額算出方法(例)＞ .....                 | 5     |
| <b>II 防犯カメラ設置事業補助金申請の流れ</b> .....               | 6     |
| 自治会等での打合せ・計画作成                                  |       |
| 事前協議・補助金交付申請・防犯カメラの設置等 .....                    | 7     |
| 補助金交付決定後に事業内容の変更があった場合                          |       |
| その他の留意事項 .....                                  | 8     |
| 問い合わせ・申請書類提出先                                   |       |
| スケジュール例(令和6年に防犯カメラを設置する場合) .....                | 9     |
| <b>III 申請様式(記入例)</b> .....                      | 10    |
| 指定書式(第1号様式～第9号様式) .....                         | 11～21 |
| 事前協議(第7条関係)の際に必要な書類のうち、特に様式等定まっていない任意様式作成例 .... | 22～35 |
| <b>IV よくある質問・Q&amp;A</b> .....                  | 36～40 |

この手引きは、「白井市防犯カメラ設置事業補助金制度」の活用を検討している市内の自治会等の団体向けに作成しました。

防犯カメラの導入を検討されている自治会等の団体におかれましては、本手引きを参照とするほか、ご不明な点は市民活動支援課市民安全班までご相談ください。

白井市役所 市民活動支援課 市民安全班  
電話番号 047-492-1111 (内線 3615～6)



## I 防犯カメラ設置事業補助金制度について

### **補助金制度の趣旨**

白井市では、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の一環として自治会等が設置する防犯カメラ設置費用について、予算の範囲内において、一部を補助します。

### **補助対象団体**

補助の対象となる自治会等とは、市内の自治会、商店街組合その他の地域的な共同活動を行う団体です。

### **補助の要件**

補助の対象となる団体のうち、次の要件が満たされていることが必要です。

- 1 自主的な防犯活動を行うパトロール隊が組織されていて、補助金の交付申請時まで地域における活動の実績があること。  
※概ね1年以上継続した自主防犯パトロール等の実施等があり、今後も活動が見込まれること。
- 2 白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠すること。
- 3 補助金の交付申請を行った年度内に防犯カメラの設置が完了すること。
- 4 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- 5 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。



**(別表)補助となる防犯カメラの設置及び運用等に関する基準**

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防犯カメラの設置及び運用に関すること | <p>(1) 個人のプライバシー保護に十分配慮し、撮影範囲は必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しないこと。</p> <p>(2) 白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの内容に沿った管理運用規程を作成すること。</p> <p>(3) 防犯カメラの設置範囲は、防犯カメラの撮影される範囲のうち、公道等（不特定多数の車両や人が通行する場所）の画像面積が2分の1以上であること。（マンション等の敷地内や駐車場は、本事業の対象外となる。）</p> <p>(4) 防犯カメラを設置する場所を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。</p> <p>(5) 自治会等内で、防犯カメラの設置についての理解を得ていること。</p> <p>(6) 防犯カメラを設置する場所周辺の住民の理解が得られていること。</p> <p>(7) 他の法令等に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。</p> <p>(8) 設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び設置団体名・連絡先を表示すること。</p> <p>(9) 苦情や問い合わせには、迅速かつ誠実に対応すること。</p> <p>(10) 適切に維持管理すること。</p>                                                                                                                   |
| 画像の保存・取扱いに関すること    | <p>(1) 防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者を指定し、「管理責任者」及び「取扱担当者」以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止すること。</p> <p>(2) 画像の保存期間は、概ね2週間以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないこと。</p> <p>(3) 画像は撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないこと。</p> <p>(4) 録画装置、画像を記録した記録媒体やパソコンについては、防護された場所で厳重に管理し、外部への持ち出しを禁止すること。</p> <p>また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、ウイルス対策ソフトウェアの使用やパスワードを設定するなど必要な措置を講じること。</p> <p>(5) 保存期間が終了した画像は速やかに消去すること。</p> <p>また、記録媒体を廃棄する場合は、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うこと。</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する場合を除き、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報を、設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないこと。</p> <p>ア 法令の規定に基づく場合</p> <p>イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合</p> <p>ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>エ 画像から認識される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合</p> |

## **補助対象経費**

※経費について最終的に補助対象となるかについては、市との防犯カメラの設置に向けた事前協議等の段階で協議し、決定します。

### **1 防犯カメラの購入経費**

必要な経費を算出する際は、さまざまなケースを想定して検討してください。

(例) 警察等から要請を受けた時に、どのようにして画像等を提供するか

防犯カメラは、機種によってデータの保存方法は異なりますが、SD カードに画像を記録するタイプの防犯カメラでは、捜査機関等から画像の提出を求められた場合、防犯カメラから SD カードを抜き取って、パソコン等に画像を取り込む作業が必要となります。その間に、録画ができない状態にならないようにあらかじめ必要最低限の予備の SD カードの購入についても検討が必要です。

### **2 防犯カメラ設置を明示するための看板設置経費**

防犯カメラの設置台数のみではなく、防犯カメラ設置区域(自治会)の入り口やその区域内の見えやすい場所に複数看板を設置することにより区域内での犯罪抑止効果が見込まれますので、看板の設置場所、設置枚数についての検討が必要です。

### **3 防犯カメラ等を購入によらず、賃借する場合の設置初年度内の賃借に要する経費**

※初年度のみが対象となります。

### **4 防犯カメラの取付け工事に要する経費**

※ただし、以下の費用は、「補助の対象外」です。

- (1) 既存施設の撤去又は移設に係る経費
- (2) 土地の造成に係る経費
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に関する経費
- (4) モニターの設置に係る経費
- (5) 防犯カメラの維持管理に要する経費

### **5 補助金の額**

防犯カメラ1台につき、補助対象経費の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)

ただし、1台につき限度額は20万円

(例1) 防犯カメラを1台設置して30万円の費用……補助金は15万円

(例2) 防犯カメラを1台設置して50万円の費用……補助金は20万円

※複数台設置する際は、算出方法に注意が必要です。

次ページの補助金額算出方法(例)を参照してください。



## <防犯カメラ複数台設置時の補助金額算出方法(例)>

### 《注意》

防犯カメラを複数設置する予定の場合で、設置する防犯カメラの機種の違いや、設置場所が電柱共架と独立柱新設などの違いにより、1台当たりの見積額(補助対象経費)が異なる場合は、交付申請額を計算する際に注意が必要です。

#### ・ケース①

防犯カメラの機種や設置場所などの条件が同一で1台当たりの補助対象経費が同じ場合  
→ 交付申請額は、補助対象経費の合計の2分の1の額

#### ・ケース② (こちらの場合は注意が必要)

防犯カメラの機種や設置場所(電柱共架と独立柱設置)などの違いにより、1台当たりの見積額(補助対象経費)が異なる場合

- それぞれ1台毎の費用(補助対象経費)が分かる見積書が必要
- この場合の交付申請額は、それぞれ1台毎の補助金の額を計算した後、合計した金額になります。(下記の計算方法参照)

### ～交付申請額の計算例～

例) 2台設置予定で、見積額(補助対象経費)の合計が80万円だった場合

#### ※ケース①

1台当たりの補助対象経費が同額(40万円)の場合

#### ※ケース② (要注意!)

1台当たりの補助対象経費が異なる(30万円と50万円)場合

### <交付申請額の計算方法>

#### ※ケース①

防犯カメラ1台当たり40万円、合計80万円

→ 交付申請額 40万円 (80万円の2分の1の額)

#### ※ケース②

1台毎に交付申請額を計算します。

見積額30万円の防犯カメラについて

→ 交付申請額 15万円……(i)

(30万円の2分の1の額)

見積額50万円の防犯カメラについて

→ 交付申請額 20万円……(ii)

(50万円の2分の1の額は、25万円だが交付限度額は20万円)

⇒ 交付申請額 35万円 ((i)と(ii)の合計)

※事前協議(第7条関係)の際に提出する「設置に係る費用の見積書の写し」は、1台当たりの見積額(補助対象経費)が異なる場合は、1台につき1枚の詳細な内訳が記載された見積書が必要です。

## Ⅱ 防犯カメラ設置事業補助金申請の流れ

### ※注意事項

- この事業は、事前協議制です。設置を予定している年度の前年度の8月末までに事前協議を行う必要がありますのでご注意ください。  
市と事前協議の手続きを行わず、先に設置してしまった場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。
- この事業は、千葉県の補助制度を活用しています。状況により、千葉県の補助制度が実施されない年度もありますので、補助制度を活用する計画がある場合は、お早めにご相談ください。  
※防犯カメラの設置を検討する場合は、まずは市民活動支援課市民安全班へご相談ください。

### ○自治会等での打合せ・計画作成

| 手順 | 行 動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <b>【防犯カメラ設置の必要性の検討】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会で、防犯カメラの設置についてよく話し合しましょう。</li> <li>・補助金の要件を満たしているかを確認しましょう。</li> </ul> <p>特に自主的な防犯活動については、概ね1年以上継続した自主防犯パトロール等の実施と今後も活動が見込まれることが必要です。</p>                                                                                                                                                                 |
| 2  | <b>【設置場所・設置台数の検討】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等の発生状況や防犯カメラの被写体となり得る人や建物等へのプライバシー、土地所有者の意向などを配慮し、防犯カメラを設置する場所や台数を決めましょう。この時、出来るだけ複数の業者から話を聞き検討しましょう。</li> <li>・設置場所を決める際は、設置場所の所有者や設置予定の場所付近の住民の方も交えて話し合い、理解を得ましょう。</li> </ul>                                                                                                                              |
| 3  | <b>【関係機関(警察署・道路管理者など)との協議・調整】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所等に関して警察との協議が必要となります。(申請時に協議結果が分かる書類の提出が必要です。)</li> <li>・どこに設置するのかで、必要な申請が異なり、工事を開始する前に必要な許可が出るまで期間を要する場合があるので、あらかじめ調整が必要な関係機関(東京電力、施設管理者など)を確認して相談しましょう。</li> </ul> <p>例)道路上に設置:道路管理者(市道であれば市の道路課)の道路占有許可などが必要<br/>例)電柱に共架:電柱を設置している会社(東京電力やNTTなど)の許可が必要<br/>加えて、防犯カメラが公道上に係る場合は、道路占有許可が必要</p> |
| 4  | <b>【設置費用等の確認】</b> <p>防犯カメラの設置を依頼する業者から防犯カメラの仕様書や設置費用の見積書などを取り寄せましょう。その際、出来るだけ複数の業者から見積書を取り検討しましょう。</p> <p>※防犯カメラは設置後、電気料金や保守管理費等の維持管理費(ランニングコスト)がかかりますので、あらかじめ十分な検討が必要です。(維持管理費は補助対象外です。)</p>                                                                                                                                                                                |
| 5  | <b>【設置場所周辺住民などへの説明】</b> <p>自治会員や設置予定場所周辺住民への説明を十分に行い、理解を得ましょう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6  | <b>【「防犯カメラ管理運用規程」の作成】</b> <p>「白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合した「防犯カメラ管理規程」の作成を開始してください。(工事完了後、実績報告書「第7号様式」と一緒に提出する必要があります。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                |

**○事前協議・補助金交付申請・防犯カメラの設置等**（※【 】は、設置団体が提出する書類です。）

| 手順 | 行動                                                                                                                                | 様式等                      | 要綱   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------|
| 7  | 《市への相談等》<br>必要書類や手続きなど、申請手続きについて確認します。                                                                                            |                          |      |
| 8  | <b>【事前協議書等の提出】</b><br>市（市民活動支援課）と打合せの上、事前協議書を作成し、必要書類とともに提出する。                                                                    | ・【第1号様式】<br>・その他<br>必要書類 | 第7条  |
| 9  | 市から《事前協議結果通知書》の受理<br>必要書類の不足や計画の見直し等が必要な場合は実施する。                                                                                  | 第2号様式                    | 第7条  |
| 10 | 防犯カメラの設置について、関係機関（東京電力、施設管理者など）と調整しましょう。（手順3での事前の打合せに従い実施）                                                                        |                          |      |
| 11 | <b>【補助金交付申請書等の提出】</b><br>補助金の交付を受けるため、市へ交付申請書を必要書類とともに提出してください。                                                                   | ・【第3号様式】<br>・その他<br>必要書類 | 第8条  |
| 12 | 市から《補助金交付（不決定）決定通知書》の受理                                                                                                           | 第4号様式                    | 第9条  |
| 13 | 『契約締結等』<br><u>「補助金交付決定通知書」を市から受け取った後、設置工事着手に向けて契約を締結してください。</u><br>また、関係機関と調整のうえ、許可・契約が必要な場合は手続きを済ませましょう。                         |                          |      |
| 14 | 『防犯カメラ設置事業の開始』<br>関係機関と調整等の手続き完了後、工事を開始<br>※工事着手日を記録（「実績報告書（第7号様式）」に必要）<br>※工事内容や金額等の事業内容が変更となる場合は、下記、14-（1）及び14-（2）の手順が必要となる。    |                          |      |
| 15 | 『防犯カメラ設置事業の完了』<br>※工事完了日を記録（「実績報告書（第7号様式）」に必要）<br><b>【実績報告書の提出】</b><br>工事完了から30日以内に市へ実績報告書を必要書類（防犯カメラ管理運用規程（第10条）など）とともに提出してください。 | ・【第7号様式】<br>・その他<br>必要書類 | 第13条 |
| 16 | 市から《補助金確定通知書》の受理（補助金額の確定）                                                                                                         | 第8号様式                    | 第14条 |
| 17 | <b>【補助金交付請求書の提出】</b><br>市へ確定通知を受けた後、補助金の交付請求をしてください。                                                                              | 【第9号様式】                  | 第15条 |
| 18 | 《補助金の受領》<br>補助金交付請求書に記載された振込先へ、市から補助金が入金されます。（目安は、1カ月から2カ月程度後です。）                                                                 |                          |      |

**○補助金の交付決定後に事業内容の変更があった場合**

|      |                                                                                |         |      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|---------|------|
| 14-1 | <b>【事業変更承認申請書の提出】</b><br>工事内容や金額等の事業内容が変更となる場合は、変更承認申請書を提出し、変更について市の承認を得る必要あり。 | 【第5号様式】 | 第11条 |
| 14-2 | 市から《変更承認（不承認）通知書》の受理<br>通知書の内容に従い工事を進める。                                       | 第6号様式   | 第12条 |

## その他の留意事項

### 1 防犯カメラ等の維持管理等

#### (1) 防犯カメラの維持管理(第19条)

設置した防犯カメラ等について、あらかじめ設置業者等に必要な点検の頻度や点検の費用等について確認し、適切に維持管理してください。

※防犯カメラを設置後、翌年度から起算して5年間は継続して適切に管理・運用してください。

#### (2) 移設や破損等の報告(第18条)

設置した防犯カメラ等について、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に移設する必要がある場合又は破損等により防犯の用に供することが出来なくなった場合には、市に対してその旨とその後の対応について報告しなければなりません。

また、市から要求があった場合は、防犯カメラの維持管理や自主防犯活動等の状況について報告しなければなりません。

#### (3) 落下事故等への備え

設置した防犯カメラ等の落下等により第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、防犯カメラ等や設置した柱の定期点検の他、任意保険の加入等を検討してください。

#### (4) 関係書類の保存(第17条)

補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

#### (5) 補助金の返還等(第16条)

補助金の交付に際して、偽りその他不正な手段が認められた場合は、交付決定の取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

## 問い合わせ・申請書類提出先

白井市役所 市民活動支援課 市民安全班

電話番号 047-492-1111 (内線 3615～6)

電子メールアドレス s-anzen@city.shiroy.chiba.jp

※「白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(運用管理規程の作成例を含む)」、

「白井市防犯カメラ設置事情補助金交付要領」及び申請に必要な書類は、白井市のホームページからダウンロード可能です。また、市民活動支援課市民安全班の窓口でも入手可能です。

白井市ホームページアドレス  
<http://www.city.shiroy.chiba.jp>

ホームページ  
QRコード



トップページで  
防犯カメラ

検索

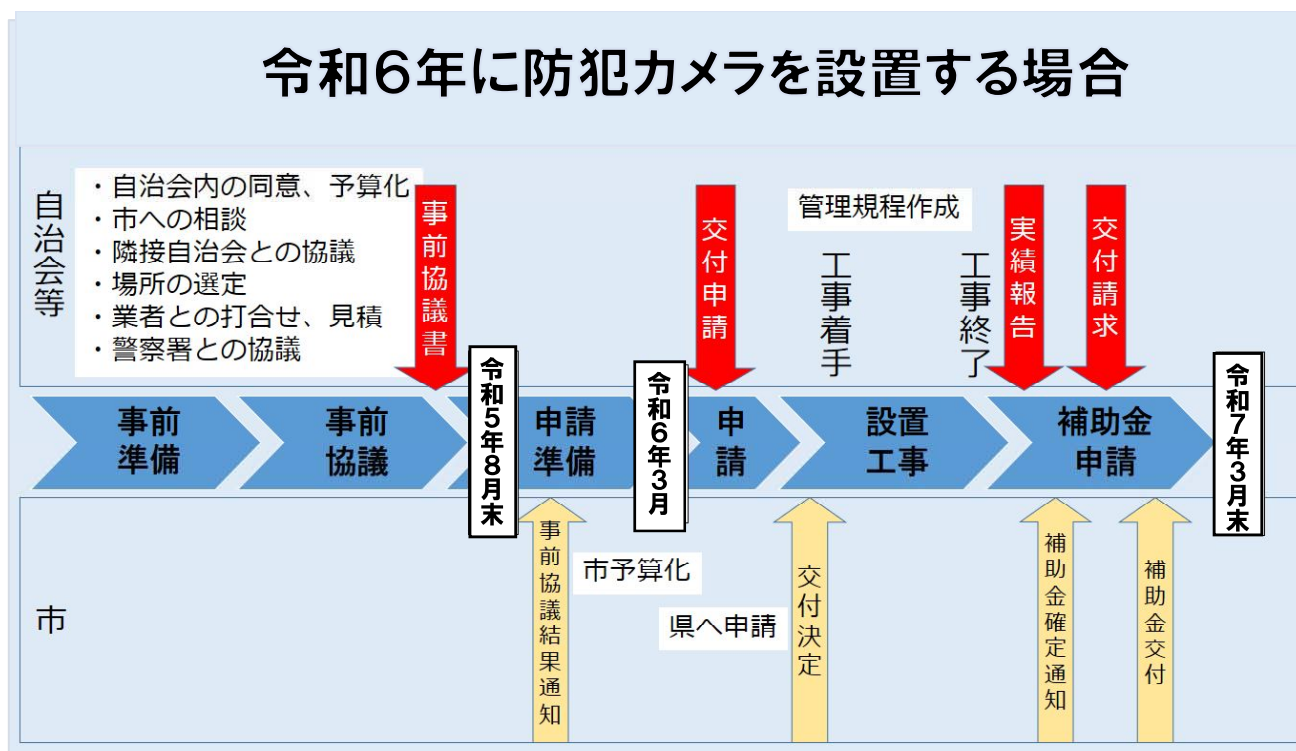
市民活動支援課市民安全班メールアドレス  
[s-anzen@city.shiroy.chiba.jp](mailto:s-anzen@city.shiroy.chiba.jp)



メールアドレスQRコード

## V 防犯カメラ設置事業補助金申請から設置までの流れ

(例)



### Ⅲ 申請様式（記入例）

指定書式（第1号様式～第9号様式）..... 12～21

事前協議（第7条関係）の際に必要な書類のうち、特に様式の定まっていない任意書式作成例  
22～29

## 指定様式（記入例）

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 第1号様式「白井市防犯カメラ設置事業事前協議書」.....                  | 12 |
| 第2号様式「白井市防犯カメラ設置事業協議結果通知書」(市が作成) .....         | 13 |
| 第3号様式「白井市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書」.....               | 14 |
| 第4号様式「白井市防犯カメラ設置事業補助金交付(不交付)決定通知書」(市が作成) ..... | 16 |
| 第5号様式「白井市防犯カメラ設置事業変更承認申請書」.....                | 17 |
| 第6号様式「白井市防犯カメラ設置事業変更承認(不承認)通知書」(市が作成) .....    | 18 |
| 第7号様式「白井市防犯カメラ設置事業実績報告書」.....                  | 19 |
| 第8号様式「白井市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書」(市が作成) .....        | 20 |
| 第9号様式「白井市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書」.....               | 21 |

別 記  
第1号様式(第7条第1項関係)

白井市防犯カメラ設置事業事前協議書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 白井市長

市役所からの郵便物が  
受け取れる住所、日中  
連絡が取れる電話番号  
を記載してください。

(申請者) 所在地 白井市〇〇  
名称 〇〇自治会  
代表者氏名 白井 梨男 印  
電話番号 047-000-0000

令和△年度において、防犯カメラの設置を下記のとおり実施する予定ですので、白井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記添付書類を添えて提出します。

記

- 1 設置箇所の位置図及び現況写真
- 2 撮影範囲を記した平面図
- 3 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
- 4 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- 5 自主防犯活動の内容
- 6 管轄警察署との協議結果が分かる書類
- 7 その他 ( )

提出する書類は、事前に市に確認して下さい。  
また、書類作成は「任意書式作成例」を参考にしてください。

※この書類は、実際に防犯カメラを設置する年度の前年度の8月末までに提出する必要があります。

**この書類は、市が作成します。**

第2号様式（第7条第2項関係）

白井市防犯カメラ設置事業協議結果通知書

第 号  
年 月 日

様

白井市長 印

白井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり協議の結果を通知します。

記

- 1 事前協議実施日 年 月 日  
2 協議の結果

第3号様式（第8条関係）

白井市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

（宛先）白井市長

（申請者）所在地 白井市〇〇  
名称 〇〇自治会  
代表者氏名 白井 梨男 印  
電話番号 047-000-0000

防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

|           |                     |              |
|-----------|---------------------|--------------|
| 交付申請額     | 400,000             | 円            |
| 補助対象経費の額  | 800,000             | 円            |
| 設置する場所    | 白井市 復 1123 番 他 1 か所 |              |
| 設置工事施工予定日 | 着手日                 | 令和〇年 〇 月 〇 日 |
|           | 完了日                 | 令和〇年 〇 月 〇 日 |

添付書類

- 1 設置箇所の位置図及び現況写真
- 2 撮影範囲を記した平面図
- 3 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
- 4 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- 5 自主防犯活動の内容
- 6 管轄警察署との協議結果が分かる書類
- 7 その他市長が必要があると認める書類

提出する書類は、事前に市に確認してください。

＜交付申請額について＞

補助金の額は、補助対象経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）、1台につき20万円が限度です。

※補助金交付の対象となる防犯カメラの台数は、事前協議等での調整となります。

※複数台設置を予定している場合で、設置方法や機種が異なることにより、1台当たりの見積額（補助対象経費）が異なる場合は、交付申請額を計算する際に注意が必要です。

（詳しくは、15ページの「交付申請額の算出方法について」参照）

※複数台設置を予定している場合は、それぞれ1台当たりの補助対象経費が分かる見積書が必要です。

## 交付申請額の算出方法について

### 《注意》

防犯カメラを複数設置する予定の場合で、設置する防犯カメラの機種の違いや、設置場所が電柱共架と独立柱新設などの違いにより、1台当たりの見積額(補助対象経費)が異なる場合は、交付申請額を計算する際に注意が必要です。

#### ※ケース①

防犯カメラの機種や設置場所などの条件が同一で1台当たりの補助対象経費が同じ場合

→ 交付申請額は、補助対象経費の合計の2分の1の額

#### ※ケース②(こちらの場合は注意が必要です。)

防犯カメラの機種や設置場所(電柱共架と独立柱設置)などの違いにより、1台当たりの見積額(補助対象経費)が異なる場合

→ それぞれ1台毎の費用(補助対象経費)が分かる見積書が必要

→ この場合の交付申請額は、それぞれ1台毎の補助金の額を計算した後、合計した金額になります。(下記の計算方法参照)

### ～交付申請額の計算方法～

例) 2台設置予定で、見積額(補助対象経費)の合計が80万円だった場合

#### ※ケース①

1台当たりの補助対象経費が同額(40万円)の場合

#### ※ケース② (要注意!)

1台当たりの補助対象経費が異なる(30万円と50万円)場合

### <交付申請額の計算方法>

#### ※ケース①

防犯カメラ1台当たり40万円、合計80万円

→ 交付申請額 40万円 (80万円の2分の1の額)

#### ※ケース②

1台毎に交付申請額を計算します。

見積額30万円の防犯カメラについて

→ 交付申請額 15万円……(i)  
(30万円の2分の1の額)

見積額50万円の防犯カメラについて

→ 交付申請額 20万円……(ii)

(50万円の2分の1の額は、25万円だが交付限度額は20万円)

⇒ 交付申請額 35万円 ((i)と(ii)の合計)

**この書類は、市が作成します。**

第4号様式（第9条関係）

白井市防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白井市長

印

年 月 日付けで申請のあった白井市防犯カメラ設置事業補助金の交付について、下記とおり決定したので通知します。

記

1 交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

白井市防犯カメラ設置事業実績報告書（別記第7号様式）を提出するまでの間に、自治会等の防犯カメラの運用規定を定めること。

防犯カメラの運用規定に定める事項は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの設置目的

イ 防犯カメラの設置場所及び設置台数

ウ 撮影している旨及び設置者の表示

エ 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）の指定

オ 管理責任者等の守秘義務

カ 画像の保管方法及び保管期間並びに保管期間終了後の消去方法

キ 画像の利用及び提供の制限

ク 苦情処理に関する事項

2 交付しない

理由

第5号様式（第11条関係）

白井市防犯カメラ設置事業変更承認申請書

令和〇年 〇 月 〇 日

（宛先）白井市長

（申請者） 所在地 白井市〇〇  
名称 〇〇自治会  
代表者氏名 白井 梨男 印  
電話番号 047-000-0000

令和〇年 〇月 〇日付け白井市市活第〇〇号で補助金の交付決定があった白井市防犯カメラ設置事業について、事業内容の一部を変更したいので、次のとおり申請します。

|      |                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更理由 | 防犯カメラの製造元で機種の変更があったため。                                                                                                                                               |
| 変更内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・防犯カメラの機種<br/>「01-VTR」から、「11-VTR」へ変更</li><li>・変更後の交付申請額<br/>400,000円から380,000円に変更</li></ul> 変更内容については、変更後の防犯カメラの仕様書と見積書を添付します。 |

※変更内容が分かる書類（見積書の写しや仕様書など）を添付してください。

**この書類は、市が作成します。**

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

白井市防犯カメラ設置事業変更承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

白井市長

印

年 月 日付で申請のあった白井市防犯カメラ設置事業の内容の変更について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 変更について承認する。  
承認内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 変更について承認しない。  
理由

第7号様式（第13条関係）

白井市防犯カメラ設置事業実績報告書

令和〇年〇月〇日

（宛先）白井市長

（申請者）所在地 白井市〇〇  
名称 〇〇自治会  
代表者氏名 白井 梨男 印  
電話番号 047-000-0000

令和〇年〇月〇日付け白井市 市活 第〇〇号で補助金の交付決定を受けた防犯カメラ設置事業が完了したので、次のとおり報告します。

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 補助金交付決定額 | 380,000 円 |          |
| 工事施工日    | 着手日       | 令和〇年〇月〇日 |
|          | 完了日       | 令和〇年△月△日 |

添付書類

- 1 防犯カメラ設置後の現況写真
- 2 設置後の防犯カメラから撮影した画像写真
- 3 防犯カメラの設置に係る契約書又は請書の写し（仕様書及び内訳の分かる部分を含む。）
- 4 防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- 5 防犯カメラ管理運用規程の写し
- 6 その他（ ）

※提出する書類は、事前に市と確認・調整をお願いします。

**この書類は、市が作成します。**

第8号様式（第14条関係）

白井市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

白井市長 印  
年 月 日付で実績報告のあった白井市防犯カメラ設置事業  
について、次のとおり確定したので通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 交 付 確 定 額 | 円 |

第9号様式（第15条関係）

白井市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）白井市長

（申請者）所在地 白井市〇〇  
名称 〇〇自治会  
代表者氏名 白井 梨男 印  
電話番号 047-000-0000

白井市防犯カメラ設置事業補助金について、次のとおり請求します。

|       |           |                       |     |       |
|-------|-----------|-----------------------|-----|-------|
| 交付確定額 | 380,000 円 |                       |     |       |
| 交付請求額 | 380,000 円 |                       |     |       |
| 振込先   | 金融機関名     | 〇〇銀行                  | 支店名 | 〇〇支店  |
|       | 口座番号      | 00000000              | 区分  | 普通 当座 |
|       | フリガナ      | 〇〇ジチカイ ジチカイチョウ シロイナシオ |     |       |
|       | 口座名義人     | 〇〇自治会 自治会長 白井梨男       |     |       |

添付書類

白井市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書の写し

## 事前協議(第7条関係)の際に必要な書類(任意様式)記載例

以下は、事前協議(第7条関係)の際に必要な書類のうち、様式等が決まっていない書類(任意様式)の作成例です。

書類作成の際の参考としてください。

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 想定事例 .....                                 | 23 |
| 第7条(1)関係「設置場所の位置及び現況写真①」(私有地・専用柱で設置) ..... | 24 |
| 第7条(1)関係「設置場所の位置及び現況写真②」(市道・電柱に共架設置) ..... | 25 |
| 第7条(2)関係「撮影範囲を記した平面図①」(私有地・専用柱で設置) .....   | 26 |
| 第7条(2)関係「撮影範囲を記した平面図②」(市道・電柱共架設置) .....    | 27 |
| 第7条(3)関係「防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し」.....        | 28 |
| 第7条(4)関係「設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類」..... | 28 |
| 第7条(5)関係「自主防犯活動の内容」.....                   | 29 |
| 第7条(6)関係「管轄警察署との協議結果が分かる書類」.....           | 30 |
| 第7条(7)関係「その他市長が必要があると認める書類」                |    |
| ・「関係機関との協議について」 .....                      | 31 |
| ・「土地使用同意書」(土地所有者) .....                    | 32 |
| ・「土地使用同意書」(土地使用者) .....                    | 33 |
| ・「説明会開催結果報告書」.....                         | 34 |
| ・「自治会(役員会・総会・理事会等)開催結果報告書」.....            | 35 |

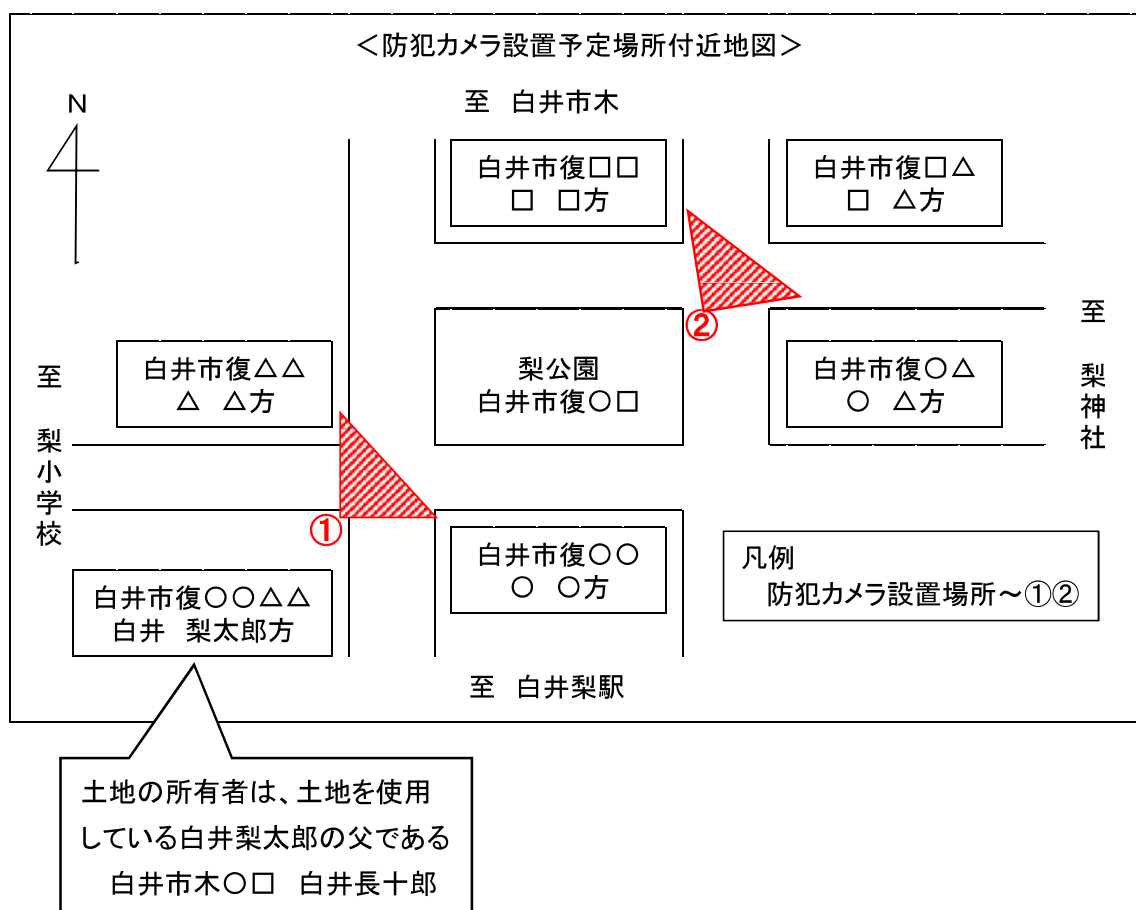
## <想定事例>

次ページからの作成例は、下の事例を想定して作成したものです。

### <想定>

〇〇自治会では、下表のとおり自治会内に2台の防犯カメラの設置を決定し、市からの補助金交付を申請するもの

|                |                                        |
|----------------|----------------------------------------|
| 自治会名           | 〇〇自治会(自治会長 白井梨男)                       |
| 設置台数           | 2台                                     |
| 設置場所<br>(設置方法) | ① 白井市復〇〇△△番地 白井梨太郎方の敷地内<br>(私有地に専用柱設置) |
|                | ② 白井市復〇□番地 梨公園前市道上<br>(東電柱(復〇〇)に共架設置)  |



## 任意様式（第7条(1)関係）【設置場所の位置図及び現況写真－①】

令和〇年〇月〇日

### 作成例

団体名 〇〇自治会  
代表者名 白井 梨男 印

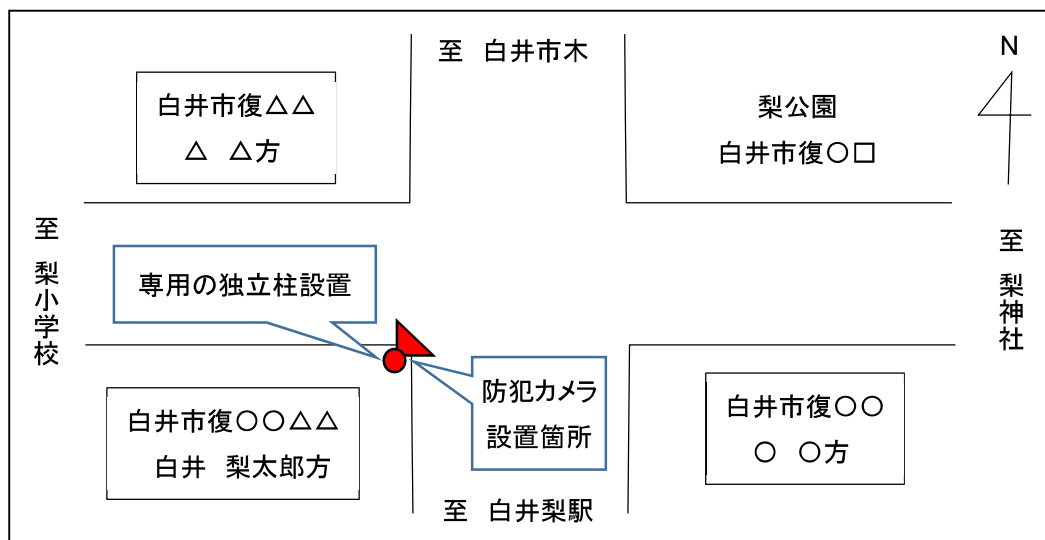
#### 自防犯カメラの設置場所の位置図及び現況写真

##### 1 防犯カメラ設置場所

設置する防犯カメラの台数分必要です。

白井市復〇〇△△番地 白井 梨太郎方敷地内(専用柱にて設置)

##### 2 位置図



図面と写真は別々でも良い。

##### 3 現況写真



## 任意様式（第7条(1)関係）【設置場所の位置図及び現況写真－②】

令和〇年〇月〇日

### 作成例

団体名 〇〇自治会  
代表者名 白井 梨男 印

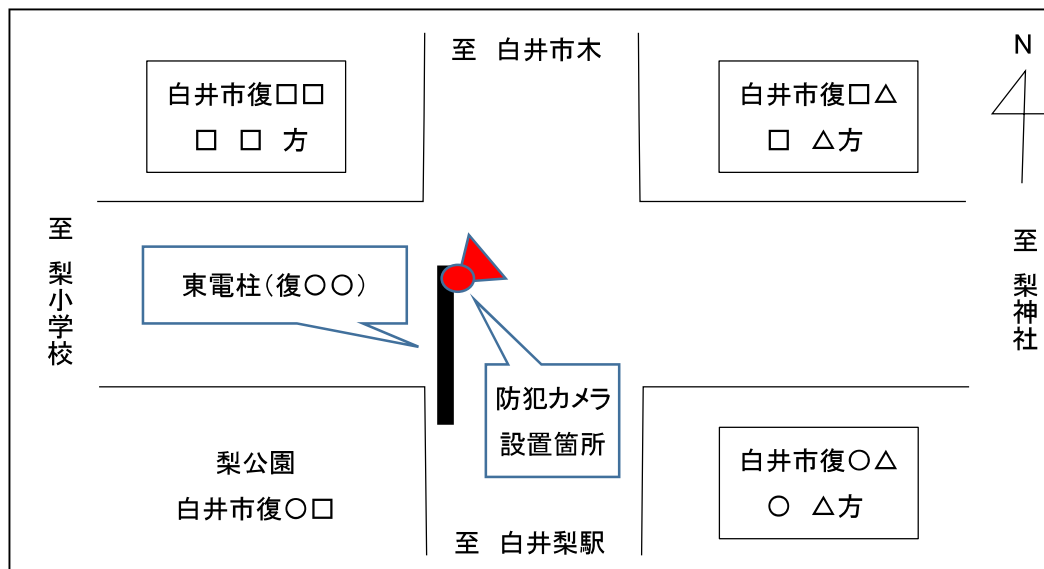
#### 自防犯カメラの設置場所の位置図及び現況写真

##### 1 防犯カメラ設置場所

設置する防犯カメラの台数分必要です。

白井市復〇〇番地 梨公園前市道上（東電柱（復〇〇）に共架設置）

##### 2 位置図



図面と写真は別々でも良い。

##### 3 現況写真



## 任意様式（第7条(2)関係）【撮影範囲を記した平面図－①】

### 作成例

令和〇年〇月〇日

撮影される範囲のうち、公道等の画像面積が  
2分の1以上であることが分かる必要があります。

団体名 〇〇自治会  
代表者名 白井 梨男 印

防犯カメラの設置場所の位置図及び現況写真

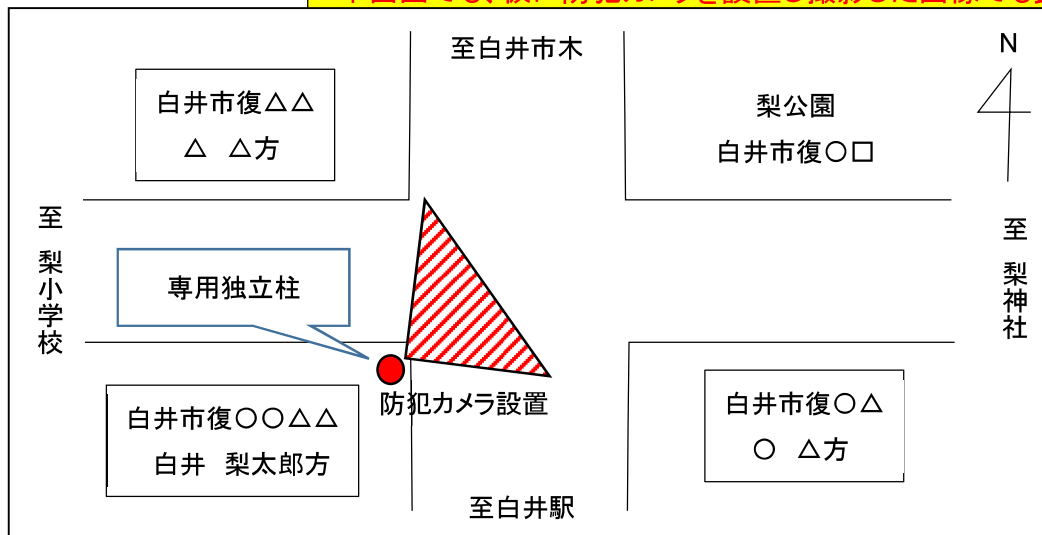
設置する防犯カメラの台数分が必要です。

#### 1 防犯カメラ設置場所

白井市復〇〇△△番地 白井 梨太郎方敷地内(専用柱にて設置)

#### 2 撮影範囲

平面図でも、仮に防犯カメラを設置し撮影した画像でも良い。



#### 3 撮影範囲画像(実際に防犯カメラを仮に設置し撮影したもの)



防犯カメラ設置業者に相談すると、設置予定箇所に実際に防犯カメラを仮に設置し撮影範囲を確認することが出来る場合があります。  
実際の画像があると撮影範囲が分かりやすく、各種申請や相談の際にも便利です。

## 任意様式（第7条(2)関係）【撮影範囲を記した平面図－②】

### 作成例

令和〇年〇月〇日

撮影される範囲のうち、公道等の画像面積が  
2分の1以上であることが分かる必要があります。

団体名 〇〇自治会  
代表者名 白井 梨男 印

防犯カメラの設置場所の位置図及び現況写真

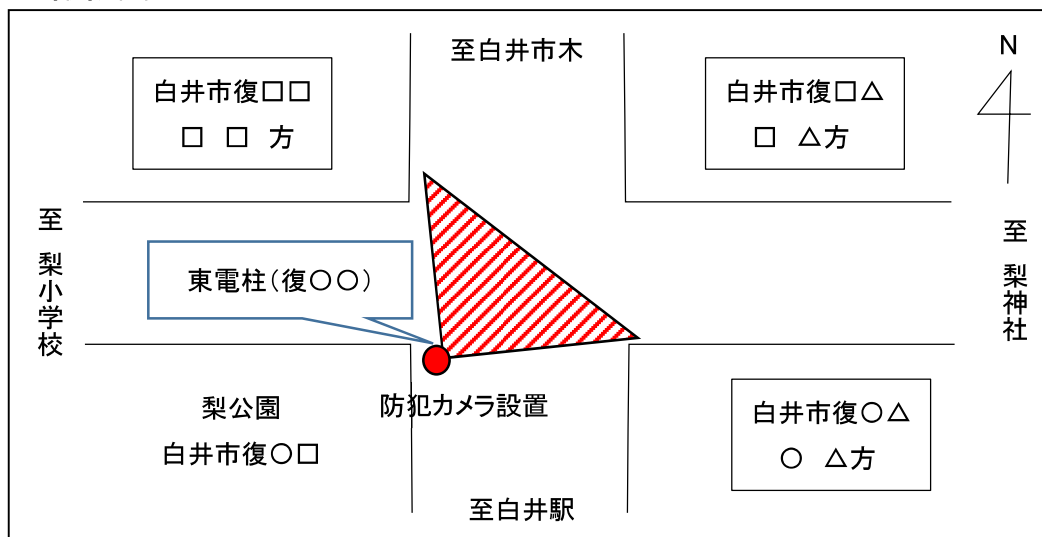
設置する防犯カメラの台数分必要です。

#### 1 防犯カメラ設置場所

白井市復〇〇番地 梨公園前市道上（東電柱（復〇〇）に共架設置）

#### 2 撮影範囲

平面図でも、仮に防犯カメラを設置し撮影した画像でも良い。



#### 3 撮影範囲画像（実際に防犯カメラを仮に設置し撮影したもの）



防犯カメラ設置業者に相談すると、設置予定箇所に実際に防犯カメラを仮に設置し撮影範囲を確認することが出来る場合があります。  
実際の画像があると撮影範囲が分かりやすく、各種申請や相談の際にも便利です。

### 第7条(3) 【防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し】

※様式はありませんが、下の点を注意して下さい。

複数台設置する場合は、まとめてではなく、  
1台毎にその費用の詳細が分かるような見積書  
が必要です。(補助金交付額が異なる場合があるため)  
特に複数台設置し、設置方法が  
「電柱に共架する場合」と「専用柱を設置する場合」  
など1台毎に設置費用が異なる場合は、それぞれの1台当たりの費用が分かるよ  
うな記載が必要です。

記載例の事例では、設置方法が「専用柱を建てての  
設置」と「東電柱に共架設置」で異なるためそれぞ  
れの費用の詳細が分かる見積書が必要です。

### 第7条(4) 【設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類】

※様式はありません。

## 任意様式 第7条(5) 【自主防犯活動の内容】

### 作成例

令和〇年〇月〇日

団体名 〇〇自治会  
代表者名 白井 梨男 ⑨

#### 自主防犯活動の内容について

##### 1 団体の概要

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 団体名    | 〇〇自治会                                      |
| 所在地    | 白井市〇〇ー〇〇                                   |
| 設立年月日  | 昭和△年△月△日                                   |
| 代表者氏名  | 白井 守                                       |
| 会員数    | 〇〇名                                        |
| 活動開始年月 | 昭和△年△月～                                    |
| 活動費    | 総額 〇円<br>(会費会員一人当たり 〇円／年)<br>(〇〇からの補助金 〇円) |

##### 2 自主防犯活動内容

| 項目     | 内容                                                                           |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 団体名    | 〇〇自治会防犯パトロール隊                                                                |
| 代表者    | 防犯部長 白井 守                                                                    |
| 従事者    | 〇〇自治会 防犯部会員 合計10名                                                            |
| 活動開始年月 | 昭和△年△月～                                                                      |
| 活動頻度等  | 防犯部会会議：年3回程度実施<br>パトロール：毎月第1水曜日、午後7時から1時間程度実施<br>その他に年1回、自治会会員を対象とした防犯講習会を開催 |
| 活動範囲   | 〇〇自治会全域(別添、地図参照)                                                             |
| 活動内容   | ・1班3～4名で編成し、2～3班に分かれてパトロールを実施<br>・原則徒歩にてパトロールを実施するが、8月と12月は市の青パトを使用しパトロールを実施 |
| 活動実績   | 昨年1年間の活動結果については、別添活動結果報告書参照                                                  |

あくまで例文です。

活動状況が分かる名簿や活動報告書などの資料等があれば添付してください。

## 任意様式 第7条(6) 【管轄警察署との協議結果が分かる書類】

令和〇年〇月〇日

### 作成例

団体名 〇〇自治会

代表者名 白井 梨男 ㊟

#### 印西警察署との協議結果について

防犯カメラの設置に向け、次のとおり印西警察署との協議を行いましたので報告します。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協 議 日               | 令和〇年〇月〇日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 協 議 場 所             | 印西警察署                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 協 議 先               | 印西警察署 生活安全課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 協 議 参 加 者           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印西警察署(1名)<br/>生活安全課 警部補 印西 太郎</li> <li>・〇〇自治会(3名)<br/>自治会長 白井 梨男<br/>防犯部会 梨皮 種男、白井 かおり</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 協 議 結 果             | 特に指摘事項等なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 協 議 内 容<br>(アドバイス等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会側から、防犯カメラ設置予定している場所を説明した。</li> <li>・警察からは、次のとおりいくつか質問があり回答した。<br/>Q: 設置に関しての自治会内や周辺住民への説明状況について<br/>A: 自治会内では総会で設置について説明し了解を得ており、周辺自治会に対しても同様に説明し、すでに了解を得ている旨を回答<br/>Q: 防犯カメラ録画データの保存方法と保存期間について<br/>A: 14日間でその都度 SD カードに上書きされると回答<br/>Q: 警察が捜査で防犯カメラを確認する際の手順について<br/>A: 詳細については、今後、決定する予定であるが、管理責任者である自治会長に連絡後、日程を調整して管理責任者が取扱担当者立会いのもと現場にてデータを確認する旨を回答。<br/>Q: データの受領方法について<br/>A: カメラ内の SD カードを取り出して、データを抜き出すが、警察への提出方法については、再度自治会内で協議する旨を回答</li> </ul> |

あくまで  
例文です

運用開始までに、  
警察が防犯カメラ  
を確認する際の  
手順を決めてお  
きましょう。

その他に予定している防犯カメラの設置場所により、  
 ・道路管理者(市道であれば、市道路課等)との協議  
 ・電柱に共架する場合は、東電(東電タウンプランニング)あるいは NTT との協議  
 が必要となり、それぞれの協議結果(東電の場合は、「共架可否判定回答書」)が必要です。  
 どのような協議が必要になるかについては、防犯カメラの設置に向けた市への相談時に確認してください。

## 任意様式 【その他(防犯カメラ設置に係る関係機関との協議について)】

# 作成例

### 防犯カメラ設置に係る関係機関との協議について

令和〇年〇月〇日

団体名 〇〇自治会

代表者名 白井 梨男 印

防犯カメラの設置に向け、現在、下記のとおり関係機関と協議を行っています。

現時点では、防犯カメラ設置にあたり支障となる点はありません。

#### 1 設置予定場所

(1) 白井市復〇〇△△番地 白井梨太郎方敷地内

(2) 白井市復〇〇番地 梨公園前市道上 電柱共架

国道、県道、市道、私道など道路により道路管理者が異なり、必要な手続きも異なりますので、あらかじめ確認が必要です。

#### 2 設置方法及び必要協議機関

|     | 設置場所                                                                                                    | 設置方法                                                                                                                                      | 必要協議先                                                   | 協議状況                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | <input type="checkbox"/> 道路上<br><input checked="" type="checkbox"/> 私有地<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 東電柱<br><input type="checkbox"/> NTT 柱<br><input checked="" type="checkbox"/> 専用柱<br><input type="checkbox"/> その他 | ① 土地所有者<br>白井梨男<br>② 土地使用者<br>白井梨太郎<br>③ 道路管理者<br>白井市役所 | ①及び②<br>土地所有者及び土地使用者ともに防犯カメラを設置することに同意しており、令和〇年〇月〇日に土地使用同意書作成済み<br>③ 令和〇年〇月〇日、私有地に接する道路(市道)を管理する白井市役所道路課(担当〇〇)と協議し、防犯カメラの設置は問題なく、道路占用許可申請についても不要であることを確認済み |
| (2) | <input checked="" type="checkbox"/> 道路上<br><input type="checkbox"/> 私有地<br><input type="checkbox"/> その他 | <input checked="" type="checkbox"/> 東電柱<br><input type="checkbox"/> NTT 柱<br><input type="checkbox"/> 専用柱<br><input type="checkbox"/> その他 | ① 道路管理者<br>白井市役所<br>② 電柱管理者<br>東京電力                     | 1 令和〇年〇月〇日、市道であることから市役所道路課(担当△△)と協議し、道路占用許可申請が不要であることを確認済み<br>2 東電タウンプランニングに共架可否判定を申請し、令和〇年〇月〇日付けで「共架可否判定回答書」を受領済み(写し添付)                                   |

NTT柱への設置は、他に設置する場所がない場合に限られます。

任意様式 【その他(土地使用同意書・土地所有者)】

作成例

私有地(民有地)独立柱を建てるなどして  
防犯カメラを設置する場合に必要です。

土地使用承諾書

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会長 白井 梨男 様

住 所 白井市木〇〇  
氏 名 白井 長十郎 印  
電話番号 〇〇〇-1234

下記の私が所有している下記の土地に、〇〇自治会が次の条件により防犯カメラ専用柱を用いて防犯カメラ等を設置することを承諾します。

記

土地の所有者と使用者が異なる場合は、防犯カメラ設置後のトラブルを防止するために「所有者」に加え「使用者」からも承諾書をもらいましょう。

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 土地所在地(住所) | 白井市復〇〇△△番地                    |
| 土地所有者     | 白井 長十郎                        |
| 土地使用者     | 白井 梨太郎                        |
| 使用目的      | 〇〇自治会の防犯カメラ等設置                |
| 使用方法      | 敷地内に防犯カメラ専用独立柱を建てて、防犯カメラを設置する |

※現在、土地を使用している白井梨太郎は私の長男であり、土地使用の条件下で防犯カメラ等の設置することを承諾しています。

補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、設置した翌年度から起算して最低5年間は継続して適切に管理・運用する必要がありますので、その旨を土地の所有者や使用者に説明し、承諾を受ける必要があります。

土地使用の条件

- 1 土地使用料は、無料とする。
- 2 土地使用承諾期間は、本日から当該防犯カメラ等が撤去又は移設されるまで継続する。
- 3 土地の使用目的の変更等により、当該防犯カメラ等が支障となる場合は、〇〇自治会と協議することとする。
- 4 土地の所有権や使用权を他に譲渡するときは、その譲渡人に対してこの承諾書の内容を継承するものとする。
- 5 当該防犯カメラ等を撤去する際は、その費用を〇〇自治会が負担するものとする。

以上

これは、あくまで例文です。

防犯カメラ設置後のトラブルを防止するため、条件を所有者や使用者とよく協議の上、決定した条件の内容を記載しましょう。

## 任意様式 【その他(土地使用同意書・土地使用者)】

### 作成例

私有地(民有地)独立柱を建てるなどして  
防犯カメラを設置する場合に必要です。

#### 土地使用承諾書

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会長 白井 梨男様

住 所 白井市木〇〇  
氏 名 白井 梨太郎 印  
電話番号 〇〇〇-4321

下記の私が使用している下記の土地に、〇〇自治会が次の条件により防犯カメラ専用柱を用いて防犯カメラ等を設置することを承諾します。

記

土地の所有者と使用者が異なる場合は、防犯カメラ設置後のトラブルを防止するために「所有者」と「使用者」から承諾書をもらいましょう。

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 土地所在地(住所) | 白井市復〇〇△△番地                    |
| 土地所有者     | 白井 長十郎                        |
| 土地使用者     | 白井 梨太郎                        |
| 使用目的      | 〇〇自治会の防犯カメラ等設置                |
| 使用方法      | 敷地内に防犯カメラ専用独立柱を建てて、防犯カメラを設置する |

※現在、私が使用している土地の所有者は、私の父である白井長十郎であり、父が承諾した下記の土地使用条件について私も承諾します。

#### 土地使用の条件

- 1 土地使用料は、無料とする。
- 2 土地使用承諾期間は、本日から当該防犯カメラ等が撤去又は移設されるまで継続する。
- 3 土地の使用目的の変更等により、当該防犯カメラ等が支障となる場合は、〇〇自治会と協議することとする。
- 4 土地の所有権や使用权を他に譲渡するときは、その譲渡人に対してこの承諾書の内容を継承するものとする。
- 5 当該防犯カメラ等を撤去する際は、その費用を〇〇自治会が負担するものとする。

以上

これは、あくまで例文です。

防犯カメラ設置後のトラブルを防止するため、条件を所有者や使用者とよく協議の上、決定した条件の内容を記載しましょう。

## 任意様式【その他(説明会開催結果報告書)】

### 作成例

議事録や説明会開催結果などの記録があれば、新たに本報告書のような書類を作成する必要はありません。

#### 防犯カメラ等の設置に関する説明会開催結果報告書

1 開催日時

令和〇年△月□日 午前〇時から午前△時までの間

2 開催場所

白井市復〇〇 〇〇自治会集会所

3 対象者

〇〇自治会員

4 出席者

〇人

5 内容

防犯カメラの設置について

6 結果

自治会長より防犯カメラの設置について出席者に対して以下の内容で設置に関して説明を行い、特に問題となる反対意見は出なかった。

・ 防犯カメラを設置する場所

① 白井市復〇〇△△ 白井 梨太郎方敷地内(専用柱設置)

② 白井市復〇〇 梨公園前市道上(東電柱(復〇〇)に共架設置)

・ 設置する防犯カメラの台数

2台

・ 設置費用は約80万円で、そのうち半分は、市の補助金制度を活用すること。

・ 白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに沿って、防犯カメラ管理運用規程を策定して運用すること。

7 主な質疑

Q : 工事はどこの会社へいくらで依頼するのか？

A : 見積書を提示し説明実施

Q : 防犯カメラの画像はだれでも見る事が出来るのか？

A : 個人情報保護の観点から、管理運用規程を策定し管理するので、原則は、警察などからの要請に基づくものだけとなる。

あくまで  
例文です

この報告書は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△月□日

名 称 〇〇自治会

代表者住所 白井市〇〇

代表者氏名 白井 梨男 印

## 任意様式 【その他(自治会(役員会・総会・理事会等)開催結果報告書)】

### 作成例

議事録や説明会開催結果などの記録があれば、新たに本報告書のような書類を作成する必要はありません。

#### 〇〇自治会〇月(役員会・総会・理事会等)開催結果報告書

##### 1 開催日時

令和〇年△月□日 午前〇時から午前△時までの間

##### 2 開催場所

白井市復〇〇 〇〇自治会集会所

##### 3 出席者

〇人(※会則等で定める定数を満たす人数である)

##### 4 議決事項

白井市防犯カメラ設置事業補助金交付制度を活用した防犯カメラ等の設置につき、可決承認

###### (1)防犯カメラを設置する場所

ア 白井市復〇〇△△ 白井 梨太郎方敷地内(専用柱設置)

イ 白井市復〇〇 梨公園前市道上(東電柱(復〇〇)に共架設置)

###### (2)設置する防犯カメラの台数

2台

##### 5 参考事項(これまでの経過)

(1)令和〇年〇月〇日 自治会役員会で検討

(2)令和〇年〇月△日 自治会員向けに説明会開催

(3)令和〇年〇月□日 隣接自治会に説明

(4)令和〇年〇月▽日 回覧にて非自治会員向けに通知

(5)令和〇年□月□日 非自治会員を含めた自治会内居住者に説明会開催

(6)令和〇年△月□日 総会にて議決

この報告書は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△月□日

総会の議事録や説明会開催結果などの記録は、防犯カメラの設置について自治会等内や防犯カメラを設置する場所周辺の住民の理解を得ていることを明らかにするために必要となりますのであらかじめ準備しておいてください。

名 称 〇〇自治会

代表者住所 白井市〇〇

代表者氏名 白井 梨男 (印)

## IV よくある質問

ガイドラインや補助金交付要綱はどこで入手することが出来ますか？

白井市のホームページで公開しています。また、白井市役所市民活動支援課の窓口でも入手可能です。

補助対象となる団体を教えてください。

補助対象となるのは、市内の自治会や商店街組合で、マンションの管理組合等、特定の建物の管理を目的とした団体は申請できません。ただし、マンションの管理組合等でも市に自治組織として承認されていれば対象となる場合がありますので、市民活動支援課に確認してください。

設置場所について注意する点がありますか？

防犯カメラで撮影される範囲のうち、公道等（不特定多数の車両や人が通行する場所）の画像面積が2分の1以上であることなどの防犯カメラ設置基準等を遵守してください。  
防犯カメラの設置目的や方法により補助対象外となる場合がありますので注意してください。

防犯カメラの補助は何台まで受けられますか？

補助金交付要綱では「予算の範囲内において補助金を交付する」としており、具体的な対象となる防犯カメラの設置台数について記載してありませんが、  
「1回の申請で、ひとつの交付対象団体当たり2台程度」を目安として考えてください。  
補助対象となる防犯カメラの台数等の詳細については、事前協議の際に相談してください。

防犯カメラの設置に関して、総会の開催は必須ですか？

予算の執行のみならず、地域住民の方が防犯カメラを設置することや撮影されることに対する理解が必要です。後々のためにも総会や回覧等の方法により、地域住民の方の意見を聞き、方針決定することが望ましいと考えています。

防犯カメラを設置するに当たり地域住民の理解はどのように得れば良いですか？

防犯カメラを設置する場所の周辺住民に対して、防犯カメラの設置目的や管理等について説明するとともに、自治会の役員会や総会などで承認を受けるなどで理解を得て下さい。

自治会に加入していない人への説明や同意は必要ですか？

防犯カメラ設置後のトラブルを防止するためにも、自治会の加入や未加入にかかわらず、防犯カメラの設置について説明し、理解を得ることが望ましいと考えています。

管理運用規程は必ず作成しなければなりませんか？

必ず作成してください。防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するために「白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」でも管理運用規程の作成と遵守が盛り込まれています。  
なお、作成された運用管理規程は、完了報告の際に市へ提出する必要があります。

管理運用規程はどのように作成すればよいですか？

「白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に作成例を掲載していますので参考としてください。

申請をすれば必ず補助金は受けられますか？

事前の協議が十分に行われていない場合、申請内容に不備がある場合、交付決定前に工事を着手してしまった場合や工事が申請年度内に終了しない場合など補助の要件を満たされていない時は、不交付となる場合があります。

また、この補助事業は、千葉県の補助制度を活用していますので、状況により、千葉県の補助制度が実施されない年度もありますので、補助制度を活用する計画がある場合は、申請をする前に余裕を持って早めに相談して下さい。

なるべく早く設置するために、交付決定前に工事着手できませんか？

この補助事業は、千葉県の補助制度を活用した事業であるため、交付決定前の工事着手は認められていませんので、交付決定前に着手した場合、補助金交付の対象となりません。

また、交付申請したもの全てが、必ず補助金を受けられると決まっています。

団体の予算の関係で、今年は1台のみを申請した場合、来年度も申請できますか？

1回の申請につき、ひとつの交付対象団体当たり2台程度を目安としていますが、翌年度に申請することは可能です。ただし、翌年度に補助制度が実施されない場合や、新規に申請する交付対象団体が多数あった場合は不交付となる場合もあります。

防犯カメラの機種や業者は自治会等で決めていいですか？

あくまで実施主体は自治会等となりますので、機種や業者等は自治会等で決定することとなります。機種や業者については、市民活動支援課にご相談いただければ案内します。

防犯カメラ等を設置する際にはどこの業者に相談したら良いですか？

市に相談してください。

設置工事を検討する際は、工事費等が適正かどうかを判断するためになるべく複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

マンションの敷地内を撮影する防犯カメラは対象となりますか？

この事業は、公道や不特定多数の市民が通行する公共の場所を撮影するものを対象としていますので、マンションの敷地内を撮影するものは対象となりません。

屋内やエレベーター内に設置する防犯カメラは補助対象になりますか？

屋内やエレベーター内に設置する防犯カメラは補助対象になりません。

撮影される範囲のうち、公道や不特定多数の市民が往来する公共の場所の画像面積が2分の1以上あることが必要です。

補助の対象となる経費について教えて下さい。

防犯カメラの設置に係る経費が対象となります。

また、防犯カメラをリース契約する場合は、設置初年度の賃借に関する経費が対象となります。

ただし、以下の経費は、補助対象となりませんので、注意して下さい。

- ① 既設施設の撤去又は移設に係る経費
- ② 土地の造成に係る経費
- ③ 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に関する経費
- ④ モニターの設置に係る経費
- ⑤ 防犯カメラの維持管理に要する経費

補助対象外となる防犯カメラはどんなものですか？

対象外となる防犯カメラの例としては、

- ・マンションの敷地内や私有地を撮影するもの。
- ・特定の個人や建物等の監視を目的とするもの。
- ・ゴミ捨て場や駐車場の監視など特定の目的のため設置するもの。
- ・常時モニター等で監視を行う又は監視できるもの。

などがあります。

防犯カメラの交換も補助対象となりますか？

補助対象となります。ただし、撤去・処分費用等は対象外です。また、市の補助金を受け設置した防犯カメラであれば、設置した年度の翌年度から起算して最低5年間は継続して運用する必要があります。

「防犯カメラ作動中」のようなプレート設置代は補助の対象となりますか？

対象となります。防犯カメラを設置している旨を明示することは、ガイドラインで定められています。

補助対象外となる経費は？

対象外となる経費の例です。

- ・既存設備の撤去・処分・移設に要する費用
- ・土地の造成、土地又は建物等の使用・取得・補償に要する費用
- ・モニター（パソコンやタブレット等）購入・設置に要する費用
- ・防犯カメラの維持管理に要する費用（保守管理費（メンテナンス、画質管理、機器補償の有料サービス等）、電気料金、ダミーカメラ設置代、設置柱に係る共架料、修理費など）
- ・既設の防犯カメラの設置に要した費用

過去に取り付けたものは補助対象になりますか？

過去に取り付けられたものは補助対象となりません。防犯カメラを取り付ける前には事前協議が必要となりますので、ご相談ください。

リース契約は補助対象になりますか？

設置初年度内の賃借に要する経費は対象となります。

防犯カメラと共にダミーカメラを設置した場合、ダミーカメラ設置費用は対象となりますか？

ダミーカメラの設置費用は、補助対象外となります。

防犯カメラを3台設置する予定ですが、そのうち1台でも公道や不特定多数の市民が通行する公共の場所を撮影すれば、3台全て補助対象となりますか？

道や不特定多数の市民が通行する公共の場所を撮影している防犯カメラのみが補助対象となります。

どんなカメラを設置したらいいですか？

設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので専門業者に相談して下さい。  
販売価格や工事費が適正であるかどうかを確認するため、複数の業者に相談し、見積もりを取りましょう。  
専門業者が不明な際は、市が把握している防犯カメラ取扱い業者を何社か紹介しますので、市民活動支援課までお問い合わせください。

防犯カメラを設置するにはどのくらいの費用が必要ですか？

防犯カメラの機種や性能により価格が異なる他に、防犯カメラの導入方法（買取・リース）、設置場所（電柱共架・独立柱設置）、設置方法（スタンドアロン型・ネットワーク型）、点検保守方法などの条件により費用が大きく異なります。

参考まで、他市の自治会等で設置している防犯カメラの設置方法としては、「買取・独立柱設置・スタンドアロン型」が多く、その場合の設置費用は、20万円から40万円程度とのことです。

防犯カメラの設置を検討する際は、複数の業者から様々な条件で見積もりを取り、設置方法等を検討しましょう。

防犯カメラでネットワーク型とスタンドアロン型とは何ですか？

防犯カメラの設置方法は大きく分けて、ネットワーク型（集中管理型）とスタンドアロン型（録画一体型）に分けられ、設置費用や維持管理費用等が異なりますので、設置台数や設置場所等に応じて検討してください。

・ネットワーク型

有線または無線で離れた場所に設置している録画装置に画像を転送する方式

・スタンドアロン型

カメラと録画装置が一体となっているか、同じ場所に設置されている方式

防犯カメラの維持経費はどのくらいかかりますか？

防犯カメラの維持経費としては、保守管理費、電気料金、消耗品費などが考えられ、電柱に共架して設置する場合は、電柱共架費がかかります。

電気料金については、防犯カメラの消費電力やその時々の電気料金にもよりますが、年間5千円から1万円程度とのことです。また、東京電力の電柱へ共架する場合は、電柱1本当たりの共架料が年間2,400円（R1.12現在）です。この他に、メンテナンス費用や警察等の依頼により画像を提供する際に費用が必要な場合がありますので、設置を検討する際は、設置後の維持経費についても考慮することが大切です。

防犯灯が付いているポールや中継柱に防犯カメラを設置できますか？

白井市が所有している防犯灯を設置している鋼管ポールや中継柱は、防犯カメラを設置するための強度を確保できていないため、防犯カメラの設置は出来ません。

電柱に設置を考えているがどうしたらよいですか？

まず、電柱の所有者に防犯カメラを設置（共架）することが可能か問い合わせてください。  
電柱の所有者については、別の「電柱の所有者（東電柱とNTT柱）の見分け方は？」を参考としてください。  
事前協議書提出時には、電柱の所有者から防犯カメラを設置（共架）が可能である旨の書類が必要です。  
申請から許可までに時間がかかる他、設置に関しての制限があることから早めに検討、相談してください。

電柱の所有者（東電柱とNTT柱）の見分け方は？

①電柱にプレートが1枚ついている場合

電柱についているプレートに記載されている会社が電柱の所有者となります。

プレートに東京電力やNTTの会社のロゴが記載されています。

②電柱にプレートが複数ついている場合

同じ電柱に複数のプレートが付いている場合は、一番下についているプレートに記載されている会社が電柱の所有者となります。このプレートには、「設置した年」が記載されています。

③電柱にプレートが付いていない場合

プレートが付いていない電柱の所有者は、東京電力、NTTへお問い合わせ下さい。その際には、設置されている電柱の付近住所等をあらかじめ把握しておくとう便利です。

防犯カメラ設置の表示方法について、表示板の大きさや枚数、表記方法などは決まっていますか？

表示方法や枚数については、特に決まりはありません。ただし、補助対象団体として準拠することを要件としている「白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」において防犯カメラ設置の表示を留意事項としており、ガイドラインには「表示例」もありますので参考としてください。

表示板には最低限「防犯カメラを設置していること」「設置者の名称や連絡先を表示すること」の表記が必要です。

表示板の枚数については、最低でも防犯カメラ設置台数分は必要だと考えておりますが、防犯カメラを設置している旨を表示することによる犯罪抑止効果も期待できますので、それ以外での設置についても地域内でより効果的となるように設置場所や枚数を検討してください。

設置経費の目安は？

設置方法や機種等により変動はあると思われませんが、工事費込みで40万円前後を想定しています。

防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任はどうなりますか？

設置をした自治会等の責任となります。

防犯カメラ自体の破損や盗難、落雷などによる損害に対する保険と共に、万が一防犯カメラ等が落下し損害を与えた場合の保険への加入も検討してください。

防犯カメラを撤去したいときはどうすればよいですか？

最低でも設置した年度の翌年度から起算して5年間は継続して運用してください。

その期間内に移設や何らかの事情により継続して運用できなくなった場合は、その旨を市に報告する必要があります。

自治会の会員からの要請で防犯カメラの画像を確認することは出来ますか？

画像の提供については、各自治会等が定めた「防犯カメラ管理運用規程」に基づいて行うことになります。原則的な画像の提供は、事件・事故の解決のために捜査機関（警察など）からの照会があった際に提供することになります。

ガイドラインに防犯カメラのデータ保存期間が概ね2週間以内で定めることとなっていますが、それ以上にデータを保存してはいけないのですか？

白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインでは、画像の保存期間は概ね2週間以内とするとしています。保存期間が長くなればなるほど多くの個人情報と保管することとなりますので、市としてはプライバシー保護の観点から概ね2週間以内としています。